

放射線関係調査票の記入要領

医療法第25条第1項の規定に基づく立ち入り検査を効率的に行うため、放射線関係調査票は、以下の要領にて記入してください。

なお、ご不明な点は保健所の担当までお問い合わせください。

I 様式2-1について

1 放射線診療従事者数

放射線診療従事者の職種毎の人数及び女子従事者の再掲を記入してください。監視時の人数をお願いしたいところですが、若干前の時点でもかまいません。医師には歯科医師も含みます。

2 放射線診療従事者健康診断実施状況

※労働安全衛生法上は事業者自身に対する健康診断の義務はありません

監視日の前1年間の実施状況（6カ月以内ごとに被ばく歴の有無の調査及びその評価・血液・目・皮膚の検査の必要あり）を記入してください。また、医師の判断により検査項目を省略した場合には省略の有無及び省略した検査項目に○をつけてください。また、検査項目を省略した場合でも、その人数を対象者数及び受診者数に含めてください。

3 被ばく状況

①従事者の被ばく測定方法（具体的に）

フィルムバッチ、ガラスバッチ、ポケット線量計、TLD等の種類と数を具体的に記入してください。

②過去5年間に受けた実効線量・等価線量累計による計数

過去5年間の実効線量を区分ごとに人数を計算してください。

③前年度1年間に受けた実効線量・等価線量累計による計数

前年度の累計線量を区分ごとに人数を計算してください。

④今年度監視時まで受けた実効線量・等価線量累計による計数

監視までに測定結果の報告されている今年度の実効線量・等価線量累計を区分毎に計算してください。年度当初で今年度分の測定結果がまだ届いていない場合は記入しないで結構です。

⑤今年度女子従事者が監視時まで受けた実効線量累計による計数

監視までに測定結果の報告されている3ヶ月毎の実効線量を区分毎に計算してください。

年度当初で今年度分の測定結果がまだ届いていない場合は記入しないで結構です。

4 管理測定機器の保有状況

管理測定用機器の保有状況を記入してください。

II 様式2-2について

1. 管理区域（エックス線診療室）及び隣接部の平面図を添付してください。

2. 記載要領

①所有している全ての機器について記入してください。なお、記入欄が不足する場合は、適宜様式3-2を追加して記入してください。

②1つの診療室（撮影室）に複数台装置がある場合は、続けて記入してください。

③用途には、直接撮影、断層撮影、CT、胸部集検用間接撮影装置、口腔内撮影用、歯科用パノラマ、骨塩定量分析、透視用、治療用、輸血用血液照射装置、乳房撮影用、エックス線車等を記入してください。

④診療室の構造は耐火構造、不燃材料のいずれかを記入してください

⑤被ばく防止措置のための器具には、防護衝立、防護エプロン、防護メガネ等、具体的に記入してください。